

1 本市の同意方針

平成28年4月1日以降、八千代市内の事業所を他市被保険者(住所地特例対象被保険者を除く)が利用することを希望した場合の、八千代市の同意方針は次のとおりです。

※他市に所在する事業所を八千代市被保険者が利用することができるか否かは、当該他市の同意方針によります。事業所所在地の市町村担当課に必ず御確認ください。

①利用することが認められる場合(八千代市が同意する場合)

他市被保険者である認知症の利用者が、みなし指定により八千代市内の事業所を利用しているが、サービス提供時間中に行動障害、精神不安等が見られるようになったことから、状態安定に資するため当該利用者の配偶者が当該事業所を利用することを希望した場合

他市の要支援認定者が利用(介護予防通所介護として利用)しており、その者が要支援認定の更新申請等の結果要介護認定を受けたが、引き続き当該事業所を利用(地域密着型通所介護として利用)することを希望した場合

※この場合に該当するものとして利用を開始する際は注意が必要です。下記「4 その他注意事項①」を必ず確認してください。

②利用することが認められない場合(八千代市が同意しない場合)

上記①に該当しない場合

※市境に事業所がある等の立地要件に関わらず、上記①に該当しない場合は、平成28年4月1日以降に他市被保険者を新規に受け入れることはできません。

【注意事項】

上記①の場合に該当するものとして利用を開始する際は、利用開始日前までに、他市に指定申請をし他市から指定を受けなければなりません(みなし指定を受けた事業所であっても同様)。

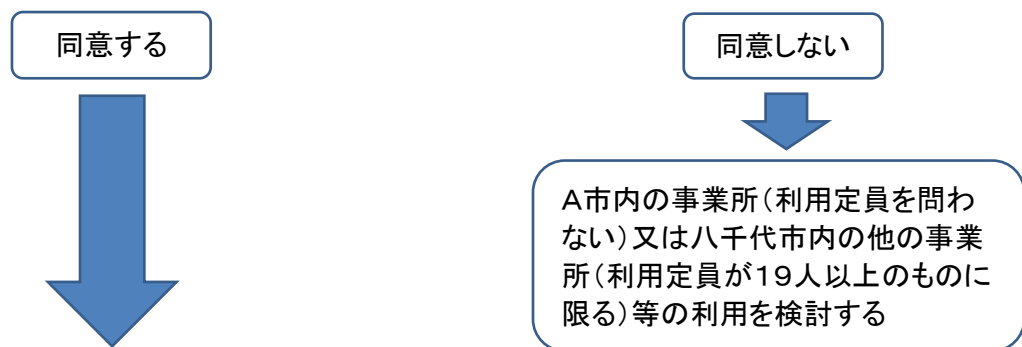
具体的に必要となる手続き及びその流れは、下記2をご覧ください。

2 具体的に必要となる手続き及びその流れ(例1)

平成28年4月1日以降、A市(他市)の被保険者(住所地特例対象被保険者を除く)が、八千代市内にあるY事業所の利用を希望した場合

①Y事業所(又はケアマネジャー等)は、八千代市に、同意事例に該当するか否かの事前相談を行う

②八千代市は、Y事業所(又はケアマネジャー等)に、同意事例に該当するか否かを口頭により回答する



③Y事業所は、A市に指定申請をする(A市担当課とは事前に調整をしておく)

④A市は、八千代市に同意依頼文書を送付する

⑤八千代市は、A市に同意する旨の回答文書を送付する

⑥A市がY事業所を指定する(当該指定は当該被保険者についてのみ有効)

⑦当該被保険者はY事業所の利用を開始する

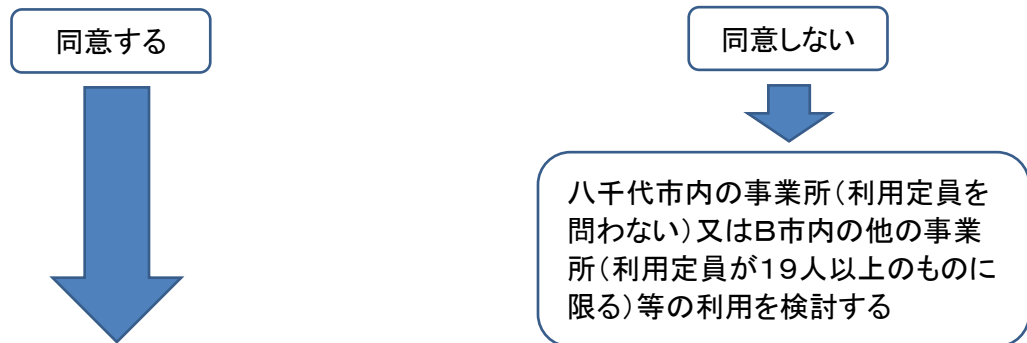
【注意事項】

上記③～⑥までの手続きが完了するまでには、相当の期間を要することが見込まれます(指定権者により要する期間は異なります)。なお、⑥の指定が行われるまでの間、当該被保険者はY事業所の利用を開始することはできません。

3 具体的に必要となる手続及びその流れ(例2)

平成28年4月1日以降、八千代市の被保険者(住所地特例対象被保険者を除く)が、B市(他市)内にあるZ事業所の利用を希望した場合

- ①Z事業所(又はケアマネジャー等)は、B市に、同意事例に該当するか否かの事前相談を行う
- ②B市は、Z事業所(又はケアマネジャー等)に、同意事例に該当するか否かを口頭により回答する
※②は例示であり必ずしもB市がこの対応を図るとは限りません



- ③Z事業所は、八千代市に指定申請をする(長寿支援課とは事前に調整しておく)
- ④八千代市は、B市に同意依頼文書を送付する
- ⑤B市は、八千代市に同意する旨の回答文書を送付する
- ⑥八千代市がZ事業所を指定する(当該指定は当該被保険者についてのみ有効)
- ⑦当該被保険者はZ事業所の利用を開始する

【注意事項】

上記③～⑥までの手続が完了するまでには、少なくとも1か月程度要することが見込まれます(③～⑤の処理が遅延した場合はそれ以上の期間を要します。)。なお、⑥の指定を行うまでの間、当該被保険者はZ事業所の利用を開始することはできません。

4 その他注意事項

- ① 上記1①のとおり、八千代市内の介護予防通所介護事業所を他市の要支援認定者が利用しており、要支援認定の更新申請等の結果「要支援→要介護」となったが引き続き利用することを希望した場合は、地域密着型通所介護の利用が認められます。
ただし、この場合に利用を開始できるのは、新たな要介護度区分が明らかになった後、事業所から他市に指定申請をし、他市と八千代市の間で同意に係る手続が行われた上で、他市が指定をした後(上記のとおり相当の期間を要する)でなければならないため、一定期間、地域密着型通所介護を利用することはできないことについて、利用者に対し十分に説明した上で利用開始日等を調整してください。
(例:更新申請時)
平成28年7月末満了(要支援2)、7月25日に要介護2の認定(8月1日から有効)を受けた場合
→7月25日以降に他市へ指定申請→関係市間の同意→委員会等の開催(指定権者による)→指定
=8月1日から他市による指定を受けるまでの間は利用できない
(例:区分変更申請時)
平成28年7月1日区分変更申請(要支援2)、7月30日に要介護2の認定(7月1日から有効)を受けた場合
→7月30日以降に他市へ指定申請→関係市間の同意→委員会等の開催(指定権者による)→指定
=7月1日から他市による指定を受けるまでの間は利用できない
- ② 住所地特例対象施設(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に入居している者は、指定手続をせずに(特定地域密着型サービスとして)利用することができます。ただし、住民票を異動せずに入居している者はその特例の対象とはならないため指定手続が必要です。必ず最新の介護保険被保険者証により住民票上の住所を確認してください。
- ③ 複数の他市被保険者を受け入れている場合には、次回指定更新の際にすべての他市に対し指定更新申請を行う必要があります。また、変更届・各種加算の届出もすべての他市に対し行う必要があります。